

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区松江六丁目 3 番 1 4 号

氏名 株式会社伸光
代表取締役 尾身 治彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6 年 1 2 月 1 7 日

許可の有効年月日 令和 1 1 年 1 2 月 1 6 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上 7 種類)

圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

(以上 6 種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都江戸川区松江六丁目 3 番 1 4 号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 11 年 12 月 17 日 新規許可

令和 6 年 12 月 17 日 更新許可

第 5 回

5 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



東京都

(裏面)

許可番号 第13-20-046142号

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都江戸川区松江六丁目3番14号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	4.82(t/日)	5.05(t/日)	平成24年12月27日	-----	-----
	紙くず	5.00(t/日)				
	木くず	4.86(t/日)				
	繊維くず	4.89(t/日)				
	ゴムくず	4.94(t/日)				
	金属くず	5.98(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.57(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	143(t/日)	207(t/日)	平成24年12月27日	-----	-----
	紙くず	132(t/日)				
	木くず	212(t/日)				
	繊維くず	152(t/日)				
	ゴムくず	273(t/日)				
	金属くず	476(t/日)				

(以下余白)